

会 議 録

会 議 名	第32期小金井市公民館運営審議会第15回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成27年2月18日(水) 午前10時から12時00分		
開 催 場 所	福社会館5階⑤会議室		
出 席 委 員	藤井委員長 佐々木副委員長 今城委員 山田委員 小島委員 立川委員 宮澤委員 清水委員 神島委員		
欠 席 委 員	今城委員 亙理委員		
事 務 局 員	前島公民館長 山崎庶務係長 若藤事業係長 大野主査 松本主査 倉澤副主査 和田副主査		
貫井北分館事業 運営受託者	NPO法人 市民の図書館・公民館こがねい 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 公民館業務の見直しについて</p> <p>(2) 都公連委員部会及び運営委員会について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>(4) その他 ア 厚生文教委員会等での報告について イ 福社会館の建て替えについて</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 東京都公民館連絡協議会委員部会委員の選出について</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 小金井市公民館手帳(案)について</p> <p>4 配付資料</p> <p>(1) 東センターの事業運営等について</p> <p>(2) 公民館東分館利用者懇談会(チラシ)</p> <p>(3) 公民館事業の報告・計画</p> <p>(4) 都公連委員部会、研修会記録・職員部会研修会(チラシ)</p> <p>(5) 小金井市公民館手帳(案) 前回指摘事項</p> <p>(6) 小金井市公民館手帳(案) 第4、5章</p> <p>(7) 月刊こうみんかん2月号</p> <p>(8) 第14回公民館運営審議会会議録</p> <p>(9) きたまち空間11号、KITAMACHI ユース9号</p>		

## 会 議 結 果

- 藤井委員長 委員が揃いましたので、第15回の審議会を始めたいと思います。それでは館長からお願いいたします。
- 前島公民館長 おはようございます。お忙しいところ、また、お足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。
- 委員全員 (「はい」うなづく)
- 前島公民館長 ありがとうございます。それでは、配付資料につきましては、庶務係長からご説明いたします。
- 山崎庶務係長 事前に送付済みの資料といたしまして、東センターの事業運営等について、こちらは、厚生文教委員会の行政報告資料です。東センター公民館利用者懇談会のチラシ、都公連職員部会主催研修会のご案内、公民館事業の報告と計画、小金井市公民館手帳(案)前回指摘事項、こちらは、既にお送りした1枚のものを2枚の本日配付したものと差し替え願います。次に小金井市公民館手帳(案)第4、5章、月刊こうみんかん2月号、第14回会議録。本日配付しましたのが、貫井北センターのきたまち空間11号とKITAMACHIユース9号。以上でございます。ご確認をお願いします。
- 藤井委員長 皆さんご確認されましたか。それでは、報告事項からはじめましょうか。
- ### 1 報告事項
- (1) 公民館業務の見直しについて
- 前島公民館長 報告事項、公民館業務の見直しについてということで、ご報告いたします。
- 本日、先ほど申し上げたとおり、資料をお配りしております。2月3日に開催されました厚生文教委員会の行政報告の資料でございます。成果ということなので、図書館の部分も含めてお配りさせていただいております。
- こちらのほう、答申をいただきまして、市としての考え方について厚生文教委員会で示したという形になっております。答申に関しての私の一定の考え方を少し、前回の審議会の中でもお話しさせていただいているところですが、その際、見直しの開始日については、また随時報告というふうにさせていただいておりましたが、結論としましては、平成27年8月とさせていただきたいというふうに考えているところであります。今までの説明とかぶるところもあるとは思いますが、この概要について、厚生文教委員会のときと同じような形でご報告させていただきます。
- 図書館との連携ということがありますので、市の考え方として一緒に図書館についても触れることもありますが、ご了承いただきたいという

ふうに思います。

市として、図書館、公民館では、図書館サービス及び公民館業務を見直し、検討し、市民同士の信頼関係の要請、市民の協働・公民連携の深化により一層の市民の利便性向上を図るため、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいによる東センターの委託について、図書館協議会、公民館運営審議会に、皆様に諮問いたしました。それぞれ12月に答申をいただいております、委託についても、方向性については先般ご説明いたしましたように留意事項等はございますが、方向性については概ね良というふうに考えているところであります。

その結果、この答申を尊重し、次のように市の考えをまとめさせていただいたという形になっております。

まず、東センターをNPOに委託する効果ですが、公民館でいうと6ページに書いてございますが、図書館と公民館双方に言えることなのですが、1つには貫井北センターのノウハウを生かした運営ができるというふうに考えております。また、図書館・公民館の連携による事業の拡大など新たな発想による事業展開。また、専門的なスタッフによる市民サービスの拡大と公民館活動の支援。また、市民による経営・運営と市民である利用者と対等の立場による事業展開に基づく市民同士の信頼関係及び行政との市民協働・公民連携の深化による社会教育活動の充実。5番目といたしまして、直営公民館とNPO法人が互いに刺激し合い切磋琢磨する機会の向上、その相乗効果による社会教育行政への意識向上と市民サービスの向上、そのほか、財政的にも効率的な公民館事業の運営ができるということが期待されるということで書かせていただいております。

さらに、こちらのほうは図書館のほうになりますが、顕著な効果ということで、直営式では多くの一般財源を要する開館時間、開館日の拡大、こういったことが効率的に図れるという形で、少ない財源で年間の開館時間、開館日が大幅に増えるということになりますので、そちらのほうもあわせて報告させていただきます。

次に、東センターの事業開始運営の時期でございますが、こちら、答申でご指摘いただいているということで、大きくは丁寧な利用者への説明不足というふうに考えているところであります。図書館、公民館とも東センターの利用者懇談会を開催し、その結果を踏まえ、答申をいただきましたが、特に公民館では、今後関わっていく東分館の利用者の方々への説明を丁寧に行うことによって、今まで築き上げてきた公民館と利用者間の信頼関係をより高めていく機会ともなります。また、図書館についても同様でございます。こういったことを勘案し、市民、利用者に丁寧に周知する時間、さらにNPOとも丁寧に調整する時間を考え、円滑な事業運営を開始するために、先ほどご説明させていただきましたが、8月からNPOによる東センターの事業運営を開始することといたしました。NPOの執行部の方に関しましては、この件につきまして、お話しさせていただいているというところですが、今後、さらに8月に

向けて随時調整していくということも必要かと思えます。したがって、正式にというわけではないんですが、執行部の方にはお話しさせている中で進めさせていただきたいというふうに思っているところでもあります。

ここで、厚生文教委員会でこういう報告をさせていただきまして、委員会で質疑があった部分ですが、大まかなところでいいますと、8月になった理由、その間、何をするのかということですか、先ほども申し上げましたが、NPO法人で委託することは了解しているのかということ、また、本市にいただきました答申のまとめでは、問題事項の精査、検証、分析結果を公民館運営審議会にて検討を行い、全て解明され了解した時点がNPO法人方針運営委託の開始時期と考えますといただいておりますところから、委託はできないのではないかと。当初、そういったご意見も出ていたところですが、私どもといたしましては、まず貫井北センターの運営の強化を徹底させていただくということもあります。また、4月から委託という方向性では動いてきたわけですが、4月に委託を開始したいという思いはありますが、一方で、申し上げたとおり、利用者の方により丁寧に説明をし尽くしてご理解いただいて、今後とも安心して東センターを利用させていただく必要があるというふうに考えております。そういう意味では、その答申を尊重して一定の回数、丁寧な利用者説明と、先ほど申し上げましたが、利用者との調整と、そういった時間が必要だということから8月とさせていただいたということでございます。

また、先ほど資料をお配りしていますが、利用者懇談会を2月、3月に予定させていただいております。2月につきましては、市報には間に合わなかったのですが、前回同様、利用者の方に対する方法をとって開催したいと思えます。内容的には、この間いただいたご意見等に関する回答とか、また、より丁寧な説明をさせていただきたいというふうに思っております。

また、3月の末、こちらのほうは市報に間に合う予定でございますので、市報でお知らせした上で、また開催させていただきたいと思っております。その後も、4月以降も、最低月1回程度は、皆さん、利用者の方と意見交換ですとか、そういったことを含めて行っていきたいと思えます。また、そこで出たご意見につきましては、もし反映できるようなものであれば、運営開始のときには反映させていきたいなという思いがあります。そういったことを考えると、やはり8月まで時間を要すると判断しまして、8月とさせていただいたというふうにしていただいているところでございます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、NPO法人の承諾という形としては、NPO法人としての正式な手続きというものも必要になってくると思えますし、議会で今、まだ予算が通っているわけでもございませぬし、そういったこともありますので、正式な手続きというのは、その後になるのかなと思っております。ただ、方向性については、市ではご

理解いただいているのかなというふうに考えております。正式には、NPO法人さんの手続きを経た後にということになるのかと思います。

答申につきまして、中長期計画ということがございました。前回、一定の考え、私の個人的な考えですけれども、述べさせていただいて、計画という形になるとなかなか難しいなど、委託開始までにそういったことを決定するのはなかなか難しいなという思いがありますが、今後、一定の公民館の考え方、スケジュールを含めてお示しするという事で一定ご理解いただきたいという思いは正直あります。多分、この文面どおりにしてしまいますと、時間をつくるのは難しくなってしまいますので、一定の計画を立てる方向のスケジュールをお示したところでご理解いただけたらということが私の正直な考えでございます。

また、貫井北センターも、1年を通した報告、決算を確認しようというお話もございました。1年間を通したNPO法人の状況を確認すべきであるというふうな内容でございますが、こちらについては、今現在、NPO法人のほうに全部お願いして、市の委託料についての決算見込みについてはそうしたいというふうに思っておりますが、概要については既に事務局のほうで、内々ではあります。収益というか、委託料の残りという形もあると、今後執行も含めて、そういう見込みがあるというふうには伺っておりますが、こちら、年度途中というか、NPO法人の正式な決算までの間に、詳細な数字をNPO法人として公表するという事は、なかなか難しいのかなという思いもありながら、注目されていることですので、どこまで、どのようにということは今、事務局のほうでお話はさせていただいております。ただ、これまでの事業運営等も含めて、委託料の中で賄っていただいているということについては、お話として伺っているところであります。

評価についてですが、当然1年間通しての評価というのはさせていただきたいと思うところですが、1年間の評価、その後の運営状況や事業計画からしてもここでご報告いただいておりますが、こういった評価につきましては、基本的には高い評価が続いていくのかなというふうな思いはございます。したがって、評価という部分は4月以降になろうかと思いますが、一定させていただきたいというふうなところであります。そういったことを含めて、お答えさせていただいているところであります。

雑駁ですが、以上ですが、検証というところで、議会でもありましたが、どこまでを検証としていくのかを、またこの場でというか、審議会の中で確認させていただきたいということがあります。議会でもその辺の質問がございましたので、私のほうも審議会の中で一定ご意見を聞きたいというお話はさせていただいております。以前のような委託に関する、委託契約ですので、契約内容についての評価ということが基本のかなとは思いますが、プラスアルファで何か検証をしていくことになるものとか、その辺について、伺っておきたいなというところであります。そのご意見をいただいた中で、市はそういうふうに4月、早急にやらなくち

やいけないと思いますので、4月以降、こちらのほうで評価項目を考えまして、また実施させていただきたいという思いがあります。

藤井委員長 雑駁ですが、こんな感じでご報告とさせていただきたいと思います。かなり短期間の間に大きな命題、ここまでまとめていただいたんですけども、今の館長から発言について、何か皆様方、ご意見、今までの問題点なども含めて、あの件はどうなったのかというような観点でもいいので、ご質問、ご意見等あれば述べていただいて、またそこについて、館長からも回答願うというふうなことにしたいんですけど、いかがでしょうか。

なければ、僕のほうからちょっと確認をしたいんですけども、当初、4月1日だったんですね。これが8月1日になったということは、4カ月間で、今の発言にもあったんですけども、問題点解明、問題点をクリアということに自信があるという意思表示に受け止めたんですけども、そういう理解でいいですか。

前島公民館長 今までの運営状況から見れば、東センターについては、伝統もある、従前からある館でありますので、すっぽりはまるかということ、なかなか難しいところもあるのかなという思いもありつつ、実践的に利用者と関わっているスタッフの方を見れば、運営そのものについては、私のほうは問題はないんじゃないかなという思いもあります。例えば、この運営形態で目指している市民協働ですとか、そういったところについては、これは解決というのはなかなか難しいとは思っています。やりながら解決していくものではないかなと思うところもありますし、一朝一夕にはいかないのが、このやり方だと思っているので、そこら辺を解決しろと言われると、ちょっと厳しいかなという思いはありますが、かといって、利用者の方に、そこは、影響は大きく出ないのではないかなというふうに思っておりますので、事業運営そのものについては、委託として了承していただければ、理解も得られるのではないかなというふうな思いはあります。

藤井委員長 僕も解決が非常に難しいのは、同感です。だから、私は今、言葉のあやかもかもしれないけども、現在、例えば50%しかいってないところを8月末には70%、80%までいけばよしというような考え方かなと思えたんですけども。

前島公民館長 そうですね。多分、おそろくなんですけど、先ほども申し上げましたけども、各利用者の方との接点という意味では、人が変わるというのは大きな話だと思うんですが、どこかで変えなくちゃいけないというのがある。また、スタートすれば、そこまでの心配はないんじゃないかなと自分のほうは思っていて、しっかりしたスタッフさえそろえば、そこは、私たちも異動がありますので、そういったことも考えれば、非常に、そこまでの心配はする必要はないのかなという思いはございます。今まで培ってきた東センターの伝統や利用者が大切にしてきた部分については十分引き継ぎしていかなくちゃいけないというところはあります。ただ、先ほども申し上げたとおり、この運営形態そのものがNPO法人の

行動にありますので、そこら辺はまだ不安なところがあるのかなと。それは今度、再来年度に向けて目指していく、少しでもよくなるように、協働がとれるような形にしていきたいという考えがあります。多分それも進んでいくのではという思いも実は抱いています。NPO法人の事務局さんのほうの考え方もちょっとこの間お伺いしているんですけど、私たちと変わらず、やはり協働という意識がかなり高くなってきておりますので、その辺は、今はなかなかできていない部分もあるかもしれませんが、そこら辺は改善していくのではないかなというふうに、私たちも協力しながら、協働ですから、一緒にやっていきたいというふうに思っています。

藤井委員長

あと、皆さんどうですか。今回の事業委託に関して、かなり公民館としての貴重なノウハウが、僕は聞けたたようには思うんですけどね。これをベースにして、今後の公民館運営というものを考えてもらってもいいんじゃないかとも思うし、ある意味、これぐらい新聞に載せるんだったら、この委託をやめたという考え方もまだ中にはあるとは思いますが、この辺は当初から出ていた中長期計画の中で、そういうものが感じられるという方向にでもなればなとも、今思ったんですけども。

それともう1点、ちょっとこれは言葉じりかもわからないですけども、5ページのところの真ん中の1番の後半のところちょっと気になる文章があるんですけども、読んでみますと、「市及び教育委員会といたしましては、一刻も早く市民の方々に貫井北分館のような良質なサービスをより多くの方々に」という文章がありますよね。これ、良質という言葉の定義、これを作られたときに、何ををもって良質と。良質というのは、違う分館と比較して良質ということなのか、新規オープンした北分館が良質をもってやってきたという、2つ意味があると思うんですよ。その辺、ちょっと私、何か良質という意味は、難しいのではと思いました。

前島公民館長

難しいといえば難しい話ですけども、ほかの分館を評価したわけではないので、比較がなかなかできていないとは思いますが、確かに。

貫井北の評価をさせていただいたところで、はっきりとした比較ではないですけども、かなり良質なサービスが提供できているというところの意味合いだと私は判断しているという考え方は。

ほかの館と比べて飛び抜けていいかという話ではなく、良質なサービスができていう形というふうに私は考えて、良質と使ったと思っています。

藤井委員長

僕もそうとりたいんだけど、ここへ唐突に出てくると、それを読んだ方から見れば、他の分館は良質ではないのかというふうに思われる方もいるだろうし、感情的かもしれないですけど、少し抵抗を感じました。

前島公民館長

そういうふうにとられる可能性があるのかなと今改めて思うところですが、決して、ほかの分館も一生懸命やっているもので、そんなことはないんですが、総合的に見て、意識が、職員がそろっていないとか、そういう新しい発想があつたりとかする、また、図書館、公民館の連携で

すとか、そういった部分を総合的に見ると、良質といったほうがいいのかということですよ。

藤井委員長　　こういう文章の中には、いい言葉ですもんね。良質なサービスというのは。だけど、公民館とずっと係わってきた私には、この文章に嫌な感情、抵抗を感じたのですが、皆さん、その辺はどうでしたか、これを読んでみて。

神島委員　　良質って個人差があるんですよ。環境なんかも、環境がいいからここに住むとか言いますが、環境の捉え方も、利便性をとるか、自然環境をとるか、その人の生活の様式なんかでいいか悪いか問われるわけですから、建物がきれいだったり、広かったり、そういうことが良質か、その中にいる人の扱い方が良質か、捉え方で違ってくるんですよ。だから、言葉の文章の選び方って、やっぱり考えないと、すごい大きな問題に発展する可能性が出てくるというふうに、私は、委員長さんがおっしゃるように、言葉を選んだほうがよろしかったかなというふうには思いました。

前島公民館長　　こちら、良質というのは、基本的には評価させていただいたところがあります。あそこで一定の高い評価を得られたことは良質だというふうな判断になるのかなと。

藤井委員長　　だけど、他館については、評価してないじゃない。他館と同じ問題でああいう評価をするのなら、僕はいいと思うんですよ。だけど、ほかの館をああいう評価してないのに、あそこだけ良質というふうに捉えるのは、当初の厚生文教委員会での発言下では、なかなかパンチのある言葉ですけども、公民館のことについてみんなで考えるというところでは、ある意味、館長もわかっていらっしゃると思うので、これ以上言いません。ごめんね。

前島公民館長　　いいです。そういうふうに捉えられるという可能性があるなど今思ったんですけど、一定の評価をさせていただいて、業務委託の評価ということからすれば、良質にと言う意味です。

藤井委員長　　類しますよね。

前島公民館長　　提供できているなというところをつまんで良質って書いているものですから、他館と比較してとか、そういうものではないということでご理解いただければなというふうに思います。

藤井委員長　　わかりました。ここはこれで、今、他館と比べて良質ではないということだけは、この文章を読んで皆さんにも了解願いたいというか、こういうことですよということ、私も安心というか、ほっとしたところですけども、もう1点。

前島公民館長　　ちょっといいですか。良質と、また加えて、北でも新たな発想というか、そういう中でやっていく。

藤井委員長　　そっちのほうが僕は重要だと思うんです。

前島公民館長　　そこをご理解いただきたいなというふうな思いはあります。

藤井委員長　　他館にない発想でという言葉の前に置いておけば、このまま通じるかもしれないけども、このところ。



もう1点、6ページの参考の枠の中で、一番下から2行目、「直営公民館では困難性のある自由度」とありますよね。これ、具体的にはどういう問題を指しておられたのでしょうか。

前島公民館長

実はこれは、25年の貫井北をお願いするときの答申をいただいたところで、この辺をやっていたきたいということがあったかと思うんですけど、それを厚生文教委員会で報告したときの資料の抜粋でありますので、もしかすると、私よりも皆様方のほうがより詳しくわかっているのではないかなというふうな思いがあります。確かにおっしゃるとおりのところがあって、なかなか難しい、現状では委託という形でありますので、なかなか、自由な発想といえれば自由な発想なんですけど、そういったところの中でやっていたいているというところがありますし、また、26年度の北の予算についても、特段、予算の自由度があったわけでもないというふうな考え方も持っております。これをやってほしいという委託内容だったと思いますので、その中でやっていたいているということからすると、ここがすぐに何かできるかというところ、なかなか難しいところではあるんじゃないかなというふうな思いもある一方で、公の機関、市役所の組織的に柔軟性がないというところも確かにいろいろあると思うんですよね。言っているのか悪いのかちょっとわかりませんが、例えば登録された業者からしかものを買えないとか、そういうこともありますけれども、NPOさんだと自由にいろんなところから買えたりとか、市役所だと、やっぱり公的な機関なので、なかなか難しい面というのか、いろいろ制約される面があるんですけど、そういったところで予算も、公平にはやっていたいかななくちゃいけないんですけども、融通がきく場合もあったのではないかなというふうには思っています。ただ、その辺について、目指す方向からすると、その辺がどうだったのかということはやっぱ確かめていく必要はあると思いますし、今後どうしていくのかというのは、NPOさんともさらに詰めていかななくちゃいけないところがあるんじゃないかなというふうに思っております。ただ、1年目からそこができていたかどうかと言われると、なかなか契約書の中にそこまでの盛り込みは、多分なかったと思いますので、変えることもあるかもしれません。

藤井委員長

ある意味、わかったような、わからないような回答だけでも。多分、僕の記憶の中では、厚生文教委員会の報告資料が公運審の場に出てきたのは、初めてですよ。そういう意味では、平成25年の分は、今回の館長のように出していたものだと思わなかったと思うんですよ。だから、今回、出していた厚生文教委員会の報告の文章が、かなり僕らにとっても、どういうふうな形で僕らの審議内容だとか、こういうところで議論したことか、市の中で生かされているというのか、公運審というのか、非常に難しいけど、そういう形で、そうか、そうか、こういうところにちゃんと僕らの発言が生きているんだなという気はしたんですけどね。最後にどなたか。

佐々木副委員長

7ページの今後の日程のところにあるんですけど、4月から契約準備

に入って、5月で契約ということですが、契約の内容についてはどうい  
うふうなことを想定されているのか。北センターと同じような内容にな  
るのか、それとも東の特色に合わせて、契約の内容がどうい  
うふうに変わるのか、そういう委託内容の見込みみたいなものがありましたら、教  
えていただけますか。

前島公民館長

ベースは、やはり北と同じになるのかなと思いますが、貫井北分館に  
ついては、若者コーナー等、新たに特色として設定されたものもありま  
したので、そういったところの活用方法を考えている、そういう形があ  
りました。東センターについては、まだざっくりですが、今までの従来  
館でございますので、まずここの継承というんですか、そこが基本に、  
前提としてやっていただきたいという思いがありますので、そこは盛り  
込んでいきたいというふうに思っています。さらに、貫井北のほうで培  
ってきたものが活用できるような工夫をしていただきたい、こういうこ  
とでお願いしていくということになるのかなというふうに思います。し  
たがいまして、メインとしては図書館、公民館の連携ですとか、市全体  
に関わってくることなんですけど、中高生の方の居場所とまでは、コー  
ナー的にあるわけではないので、なかなか取り組みについても、工夫を  
していかななくてはいけないのではと思うところです。北でも若者に対す  
る接触の部分から、何か東に生かせることがないかということを含め  
て、ちょっと考えていってもらいたいなという、そういう思いが込めら  
れたらというふうに思います。

佐々木副委員長

3月に予算が決まって、その予算の範囲内で契約を考えるというふう  
なことだけでも、ある意味、そこでいろんな工夫の余地もできるわけ  
ですか。例えば公運審でこんな計画を考えているんだけど、1回出し  
ていただいて、その予算の範囲内で盛り込んでいただけるものは盛り込  
んでいただくみたいな、そんな展開も可能なんですか。

前島公民館長

例えば東のほうでこれから懇談会もやりますので、そういったところ  
で、仕様書を作るときに盛り込めるものがあれば盛り込むという形にな  
ろうかと思いますが、予算的には、どこの公民館も一緒なんですけども、  
非常に厳しい状況がありますので、お金をかけてそこをやるというの  
は、新たに何かをやるというのはなかなか難しいかもしれませんが、若  
者コーナーにしても、経費がかかっている部分とない部分といろいろあ  
ると思うんですけど、そういったところでの工夫というのは盛り込んで  
いけるのかなと思ったんです。一定固まってくるような形、当然とっ  
ていかなくちゃいけないので、骨格、検討を示すというのは可能かと思っ  
ています。

佐々木副委員長

その仕様書の内容が善し悪しを決めることになりますので、その仕様  
書の内容を、皆さんから意見をいただいて、いいものにしていただければ  
なと思います。

もう一つ、NPO法人が今度、ある意味、規模が拡大していくわけな  
んですけども、わかる範囲内で、規模を拡大することで、それに見合っ  
た法人の体制ができる見込みがあるのかとか、それからあと、今の北セ

ンターのほうは、私が訪ねていろいろお話伺っているのと、スタッフの質が高いと思うんですね。結局は、運営の善し悪しというのはスタッフの質に、もうほとんど依存しているというふうなことなので、いいスタッフを確保できるような、そういう工夫というか、見込みというか、何か対策とか何かを、方針のことなので市で答えるというのは難しいかもしれませんが、ただ、これから法人と交渉しながらやっていくと思うんですが、今の考えというか、印象で結構なんです。

前島公民館長

おっしゃるとおり人だと思っておりますので、いろいろな募集の方法があるんじゃないかなと、最終的にはNPOさんが決めることなので何とも言えないんですが、市として協力できるのであれば協力していくんですが、市ですと、なかなか募集をかけて公募してみたいな形とかもあるんで、必ずそれはしなくちゃいけない。逆に言うと、NPOさんだと自由なところもあるので、いろんな面を含めてやっていって募集をしていくのかなという思いはありますので、今後、多分、そういう話というのはNPOさんと詰めて、情報共有しながら協力するところはして進めていこうと思うんですが、何せおっしゃるとおり人だと思っておりますので、そこは、今確固たる自信があるかということ、なかなか見えないところではあります、努めさせていただきたいというふうに思います。

小島委員

今の関連ですけれども、各館で通年事業ってありますよね、高齢者学級とか。そうすると、いつもだと、今頃準備を始めるんだと思うんですけれども、具体的に言うと、東分館ではくりのみ学級というのが通年であるんですけど、ああいうのは、今計画して、そのままNPO法人に移行されていくと考えてよろしいんですか。

前島公民館長

そのとおりでございまして、もう既に企画実行委員さんのほうで企画されていると、進んでいる段階だと思いますので、当然、それを引き継ぐという形になります。年度途中という形もありますけれども、そう考えると、4月も既に企画がほとんど決まっているということなので、年度途中だからどうかということにはなっていないのかなという思いがあります。

小島委員

ありがとうございます。

藤井委員長

そういう意味では、ほとんど講座、事業だとか、催し物は、現行の体制のスタッフで作られたものを27年度分は引き継いで、新しいスタッフの方々のご意見なり意向が反映されるのは、その次の年ぐらいが普通、そういう考え方で。もちろんセンターまつりもひっくるめて、その館自体としての大きな行事、今のような問題もひっくるめて。平成27年度分は、ある意味、その期間というふうに考えて、28年度からNPOの支援が出てくるような考え方でいいですよ。

前島公民館長

まずはおっしゃるとおりで、基本、今のことはやっていただくということからスタートなんだと思います。ただ、来年度の予算となると9月とか10月なんですね、決定していくのが。そうすると、そこでなかなか、予算的な反映というのはなかなか難しいところもあるのかなという思いもありつつ、でも、来年に向けては企画実行委員さんと一緒にやっ

ていくわけですから、そういったところでは反映できていく、逆に反映できていくのかなと、この時期にやっておけばという思いはあります。

藤井委員長

ある意味、こういうふうな大きなスケジュールなので、僕らのできることは、うまく助走期間の中で、公運審としてできることは十分一緒にというふうな考え方が基本になるんじゃないかと思うんですよね。

この問題、もし今後の討議の中で質問が出てくれば、審議事項のところでもまたやってもいいんですけども、一応ここまでにしておきます。

(2) 都公連委員部会及び運営委員会について

藤井委員長

次の都公連の研修会及び運営委員会について。

山崎庶務係長

今日亙理さんをご都合がつかなくて欠席されていますので、ご本人からの報告はできません。委員部会の事務局の福生市から運営委員会と研修会の議事録がメールで送られてきておりましたので、お配りします。のちほどでもお読みいただければ、どんな様子であったかはお分かりいただけるかと思えます。

藤井委員長

これについては、今配られた文書を読んでいただいて、もしご質問等あれば、時間内の公運審で質問という形で進めていきたいと思えますが、よろしいですか。

宮澤委員

研修会の方に亙理委員以外で参加された方が2人いらっしゃるから、その方にお話を伺ってはいかがですか。

藤井委員長

そうですね。では、参加された方のご意見があればお願いします。

神島委員

参加しました神島です。なかなかよかったです。最近の講演会は親切ですね。聞いてさえいけば、全部説明してくださいますので、すごくわかりやすかった。内容はとてもようございまして、これに書いてあるとおりのようなことをお教えいただけましたね。清水さんとご一緒させていただきました。

清水委員

感想でよろしいでしょうか。

藤井委員長

はい。

清水委員

若者ということで、自分の子ども達の世代に近いものだったので、とても身近に感じた内容でした。国立市公民館の「わいがや」の成り立ちから、その運営方法というんですか、その内容を聞いたところ、要するにいろいろな心の障害という大変ですけども、心に何か問題を抱えた子たちと、それから、そうでない子たちの交流から生まれるものというのがとても大切なんだというふうに思いました。どうしても適応障害とか、引きこもりとか、そういった子たちって、どうしても個別で対応しがちな部分が最近は大変なところ、この「わいがや」に関しては、普段、学校に行っている子たちと交わることによって、その子たちが個別でその子たちの心のケアを図った、その先にあるものを経験できると。その子たちの心のケアを、そういうカウンセリングとかである程度は治ったところで、社会に出たときにどういうふうにするかという、そこまでってなかなか踏み込んでいかないと。そういう点では、この「わいがや」というところが、社会に出たときに、徐々に社会に適応していく力

をつけていくいい場所になっているんだなど、とても勉強になりました。

あと、適応障害とか、そういう子たち以外にも、普段ちゃんとしている子供たちに多くの問題を抱えている子が多いというのも、とても、それは私自身、印象に残りました。大学生の子どもたち、その先生方の、ゼミの子たちのいろいろな意見を伺ったんですけれども、普通の子ほど問題が起きるといふところを伺ったときに、親としてどういうふうに接していくか。もし子どもがつまづいたときに、どういうふうに親として接していけばいいのかというものの何かヒントになればなど、この「わいがや」の取り組みみたいなものが、小金井の中で何か、小金井独自の何かができれば、せっかく北センターのような若者広場のようなものもありますし、何かそういった、国立と同じことをとというのではなく、小金井の中で独自の何かができたらいいのかなというふうに思いました。意見です。

藤井委員長

ありがとうございました。ある意味、社会が抱えている問題で、なかなか行政も真正面から取り組みにくい部分を公民館が手を伸ばせばこのようなことも可能だという一つの例かとは思いますが。これは現在、公民館利用者の中には、多分関心のある方もいると思います、こういう問題について。ただ、どうしたらいいのかわからないというのが現状じゃないでしょうか。今後、公民館で、例年と違う講座をとという要望の一つとして企画実行委員会や準備会に参加した市民からご意見が出てきたら、こういう芽をつぶさないで、ひとつの方向性として、公民館で取り上げることも可能かなとも、今の発言なりこの資料の概要のところを読んで、僕も考えていました。公民館の役割が見直されるきっかけになるかもわからないので。どこか、条件が揃えば、難しいとは思いますが、小金井市の分館で取り組んでもいいのではないかと思います。この辺は、今後の公民館活動に期待できる課題の一つだという気がします。雑駁ですけど、私の意見です。

### (3) 公民館事業の報告について

藤井委員長

次の、恒例の公民館事業の報告に移りましょうか。お手元の資料がこれもありますよね。報告事項の中で何かありませんか。  
なければ、どんどん先に進めていきたいと思います。

### (4) その他

#### ア 厚生文教委員会等での報告について

藤井委員長

その他のところで、議題にないですけども、何かという問題があれば挙げていただいても結構ですが。

前島公民館長

何もないようでしたら、私のほうから、前回の定例会以降に、厚生文教委員会、行財政改革調査特別委員会等が開かれておりますので、その中で答弁いたしました公民館関係のことについてちょっとだけ触れさせていただきます。ちょっとといっても、大きな話なんです。

まず、厚生文教委員会のほうでは、福祉保健部のほうで、福祉会館の建て替えについての行政報告が行われております。その中で、今回、新しい福祉会館というのがシャトーの隣の敷地に建設予定なんですけど、今、事業計画、その建設の計画の中には公民館が入っていないんです。そういったところから、公民館、本館はどうなるんだという質問がありました。当然ある質問だと思っているんですけど、現在、公民館のほうでは、本館の利用状況を把握しているような状況、システムから拾っていくという話をしたところ、議員さんのほうからは、もうちょっと細かく調べたほうがいいんじゃないかという意見もありましたが、ちょっとどこまでできるかは検討させていただきますという話をしています。

基本的には、市としての考え方がありますので、福祉に特化したものを建設するという形がございますので、そういった認識の上で公民館も動いていきたいというふうな話はさせていただきました。ただ、そうすると、本館をどうするんだという話になってきますので、今後、ここで活動されている方については、新しい福祉会館でどこまで対応が可能かどうかというのを福祉保健部と今後も詰めていきたいというふうに考えています。公民館としては、過去から本町分館廃止の話が出てきているということもあるんですけど、公民館としては、本館機能そのものを移転するという形になるのか、事業を全体的に移すのかというのはあるんですけど、そういった既存の施設、一番最初に出てくるのは多分本町分館になってしまうんだと思うんですけど、そちらのほうに暫定的に移すということも視野に入れて考えなくちゃいけないということがあります。福祉会館のほうで、平成30年に建つ予定でありますので、それを考えると、待ってられないところもあるので、暫定的にどこかに移すと。そのやり方については、これから詰めていかなければいけないことですが、そこについては一定考えていかなければいけないことですが、また、ぜひともそのときには審議会の皆さんの意見を聞きながら考えていくことになるかというふうに思っているところであります。

あと、行革のほうでは、有料化の話が出てきまして、集会施設のほうで、ご存じのとおり、有料化になっていくということもありますので、公民館はどうかという話が出ています。そこで答えたのが、今、公民館のほうで、有料化について検討をしている段階なんですね。ですから、有料とか無料とかではなくて、とにかく検討しているというところで、一定3月ぐらいまでには、公民館内部での方向性というのは、こういうのがいいんじゃないかなという方向性だけは決めたいというふうに思っています。そこが決まってくると、今度、また、これも審議会の皆さんのほうに諮問していかなくちゃいけないんだろうなというところで、来年度の審議会に諮問していきたいというお話はさせていただきます。ただ、有料か無料かというのは、まだ全然決まってませんし、市の方針というのもあると思うので、その段階で、あたかももう有料に決まったかのような質問もいただいてしまって、社会教育との関係はどうかというお話も一部いただきましたが、有料か無料かというのは

まだわからない段階ですので、必ずしも有料であったからといって社会教育が成り立たないというわけではないという認識ではいるということだけはお答えしましたが、何にもまだ決まっていないのでというお話で終了はしております。

また、一方で、実費弁償の話ですけど、監査からも指摘されていることがあります。緑分館の宿泊施設、布団代ですとか、そういったところは監査のほうに指摘されておりますので、受益者負担の適正化の観点から考えると、そういう方向性というのはあるのかなという思いもあります。その辺も含めて、やれるところからやっていくのか、それとも全部有料とか、一緒にやっていくのかということは、こちらのほうでも考えながら、また皆様のほうにご審議いただきたいなということに、そういったことが出ております。ですから、思った以上に公民館はいろいろな話題があつて、結構忙しく答弁させられましたので、この場をかりて報告をさせていただきました。

藤井委員長 公民館運営審議会委員でもあり、小金井市の中で話題になっているのは、ある意味の活性化を考えれば、いいことじゃないかと思うんですけども、多分、館長の頭がぐちゃぐちゃになりそうなんだと思いますけども。

#### イ 福社会館の建て替えについて

宮澤委員 一つよろしいでしょうか。

藤井委員長 はい。

宮澤委員 今、その他のほうのところを出たんですが、福社会館の建て替えなんですが、隣のシャトーが耐震のためにいろいろ建て替えとか改装とかいうわさを聞いたんですが、福社会館、それと関係なくして独自でちゃんと建つことができるんでしょうか。とても不安になってきたので。よくそのようなことを、巷では耳にしますのでね。

前島公民館長 公民館のほうからお答えするのはなかなか難しい内容なのかなというふうに思っておりますが、市の考えとしては、あそこに建てるという今方向で決めて動いていると。陳情とかいろいろ出ているのは私も知っていますけども。

神島委員 ただ、その計画には、現在福社会館内にある公民館本館が入っていないですね。本来は、放っておいても、公民館はどこかにつくらざるを得ないと思いますが。

前島公民館長 おっしゃるとおり、そういった構想というのは昔からあったと思うんですよね。中央公民館という構想がずっとあったんですけど、例えば長期総合計画とか市の計画があるんですが、そのスパンではなかなか難しいということで、今、そこには記述としてないんですけども、多分根底にはいろいろそういった話が当然出てくると思います。

神島委員 当然、市は計画を示してくださるはずですね。建てなければいけない状況なので。ですから。

前島公民館長 ただ、土地の問題ですとか、財政状況の問題ですとか、いろいろなこ

とを考えると、すぐどうのこうのという話にはならないということから、ただ行き場所がないということで暫定的にという提案かもしれません。

神島委員 行き場所がないんだから、そこに1つ公民館をつくることを前提に置いて、現在の館長さんの責任において、それはどうしてもやってほしいです。そうしないと、いつまでたってもできません。誰かが骨子をちゃんと決めてかからないと、と思いますが、よろしくお願いします。

藤井委員長 公民館としては、一難去ってまた一難と、だんだん難が続いていくような状況ですね。

神島委員 世の中全体が変わってくる時があるんですね。私たち委員がこれだけいろいろ検討する必要があるということは、やはり社会が変わってきているからですね。変化していく社会に応じて、市民の要望を反映させていくために、私達審議会委員はどう知恵を絞るか。難しい時期にきているのだと思います。だから、責任のある方は、そのポジションにおいて、自分が次の時代を担っているんだというぐらいの気持ちがないと駄目になると思います。ぜひその辺を認識していただきたいと、切にお願い申し上げます。

藤井委員長 こういう問題は相当時間をかけて話し合わないで、なかなか方向性なりが出てこないの、また長時間の問題として考えていきたいと思いません。

神島委員 そうですね。

藤井委員長 はい。

その他の事項は、それでいいですか。はい。

## 2 協議事項

### (1) 東京都公民館連絡協議会委員部会委員の選出について

藤井委員長 2番の協議事項、東京都公民館連絡協議会委員部会の選出について。これは前、やりませんでしたか。

山崎庶務係長 亘理委員は、今日のご欠席なんですが、来月の定例会において、来年度の担当の方とご一緒して、引き継ぎをしたいので、ぜひ今回、来年度の委員を決めていただきたいと思いますというご要望をいただいています。

藤井委員長 要望があったんですか。ということは、彼女はもう来年度は引き受けられないということですか。

山崎庶務係長 2年継続してお引き受けいただきましたので、そのようなご意向のようです。今月25日の委員部会定例会は、ご出席されると思います。来月、3月の25日にぜひご一緒して、次回以降のことについて、引き継ぎをされたいので、今回決めていただけるとありがたいということです。

藤井委員長 これは、僕が主張するべきことでもないんですが、現在の9月までの任期で修了する委員を除いて、残った5人の委員の方々の中で決めてもらわないと、どうにもならないんじゃないかとは思っていますよね。思い出しましたけども、前回のときもそういう発言を、私がしたように思う



んですけども、ここでご本人がご不在のときに決めちゃうのも何なんで、できたら第16回のところで全部決めてはどうですか。

山崎庶務係長

来月の公運審第16回定例会の前日に委員部会の定例会があるので、2月の定例会の際に決めておいてくださいとのことですよ。

藤井委員長

ということは、16回の審議会の定例会はいつの予定ですか。

山崎庶務係長

3月26日（木）ですね。

藤井委員長

26日。間に合わないですか。決めてしまってもいいのでしょうか。ということは、日程的にちょっと間に合わない状況なので、来期もそのまま審議会委員を継続なさる方々の中で決めて、この次に亘理さんと一緒に会議に出てもらうというスケジュールになるわけですよ。

山崎庶務係長

ご希望はそうですね。今年度は福生の牛浜が会場なんですけれども、来年度の4月からは狛江市の中央公民館で大体年、研修会3回を含めて12回開催される予定です。

藤井委員長

月1回ね。どなたが残る委員でしょうか。今期で修了するのは、神島委員、小島委員、私、佐々木委員。だから、残った委員の方々と、今日彼女は休みなんですけども、ちょっと話し合ってもらうしか方法はないと思うんですよ。立川委員には2期お願いしましたので、宮澤さん。

宮澤委員

ちょっとごめんなさい。

藤井委員長

これ、だけど、ごめんなさいだけで済むわけじゃないので。

神島委員

出席できる時出ればいいのよ、毎回じゃなくて。だって、ほかの委員も、毎回ご出席とは限らなかったですよ。

藤井委員長

時間がないので、残った方が亘理さんと個別に連絡とっていただいて、前へ進めていくしか方法はないんじゃないかと思うんですよ。

神島委員

そうです。

藤井委員長

今日、本当は亘理さんが出てきてこられたら一番いいんだけど、どうしようもないので、あと1カ月弱しかないんで、亘理さんがどうされるかも含めて、ちょっと連絡とってもらえますか。どうしても無理ですか。

宮澤委員

9月までやるようなことをちらっとお聞きしたこともあるんですけど。

藤井委員長

それは、今日はご本人が欠席だから、どうもならないけども。

宮澤委員

議題に上がってきたから、ちょっと驚きました。そんなようなことを聞いたこともあるんですけどね。新しい方がいらっしゃれば、そのようなお話をしていたことは覚えています。いらっしゃってないから何とも。

神島委員

清水さんは1期目ですか。

山崎庶務係長

P T A連合会の推薦が次回は別の方になるそうなのです。

藤井委員長

変わられるんですね。

清水委員

P T A連合会の代表として来ているので、推薦が別の方になります。

神島委員

ああ、そう。なるほど。変わるんですね。

藤井委員長

残った委員はお1人だけですね。どうするかは、きょう欠席なので、あと連絡をとっていただいて、彼女と話し合いはしていただけますか。そうしないと、この会議、小金井市からどなたも出ないということになると、また問題になるかと思えますんで。そのようにしてください。い

いですか。

宮澤委員 何かこの前、亙理さん、9月まではやってくださるとおっしゃっていたかと。

藤井委員長 だから、その点、それでいいならそうなるだろうし、彼女が駄目だよとおっしゃったら、また何かその中で、お願いします。

宮澤委員 はい。

藤井委員長 じゃ、この件はこれでお願いします。

### 3 審議事項

#### (1) 公民館事業の計画について

藤井委員長 その次の審議事項、事業の計画については、資料が出ていますので、これを見ながら、どうですか。これは新しい年度の計画に向かっていきますし、この中で新しい計画は別にはないんですよね。皆さん方から出してもらった計画の中では。市民講座、成人学校。

山田委員 ちょっと簡単な質問なんですけども、東分館のジャワ・ガムランというのは何なんですか。

藤井委員長 ガムラン音楽のことですか。

倉澤副主査 そうです。インドネシアの民族楽器です。

藤井委員長 民族芸能というのか、ああいうものですよ。この講師の方は、小金井市の方ですか。

倉澤副主査 そうです。

藤井委員長 大体皆様方は聞いた名前ばかりなので、大体のイメージはつかめるかとは思いますが、いいですか。

山田委員 緑分館の勾玉、これは七宝焼ですか。

和田副主査 ろう石のようなやわらかい石を紙やすりで加工して、勾玉をつくるというようなことを今想定しています。

山田委員 七宝焼でしたら、子どもだけじゃなくて大人も受講できる講座かなと思って見ておりましたので、お聞きしました。ろう石でしたら子どもが対象ですね。

藤井委員長 では、よろしいでしょうか。ないようでしたら、これで。

#### (2) 小金井市公民館手帳(案)について

藤井委員長 次は、公民館手帳の件、山田さん。

山田委員 今日配付されたもので、前回の2点に対して案を書いたものがありますけども、まず第1章で、公民館の歴史のところ、公運審委員がスタートした年はいつですか、これは、公民館の山崎庶務係長から情報をいただきましたので、昭和28年に公民館ができたときに第1期の審議会委員を委嘱したということです。それから、昭和36年に社会教育委員と公民館運営審議会委員は兼任になったという経緯が書いてあります。それから、公運審のスタートとは関係ないんですけども、2008年に公民館基本方針制定というものを入れたらどうかという案をいただきましたので、そういうものも入れてみたいと思います。

それから、三多摩テーゼのほうで「四つの役割・七つの原則（略）」としていたんですけども、「（略）」しないで書いたほうがいいんじゃないかということで、これも一応調べましたら、4つの役割は下に書いてある4つです。公民館は住民の自由なたまり場です、以下3つですね。それから、7つの原則というのは、1が自由と均等の原則、以下、7番の住民参加の原則までの7つです。

それから、その原則の中に、「いま何をめざすべきか」とかあったので、それも書いておきました。「いま」というのは、現在ではなくて三多摩テーゼができたころの話ですから、「いま」は現在とは違います。三多摩テーゼのところにはそういうことが書いてありましたので、入れ方についてはお任せいただきたいんですけども、こういうことを記載しようかと思っています。

第3章の「公民館とは」というところで、具体例を入れたらどうかということで意見がありましたけども、月刊こうみんかんの記事の例ということで、そこに少し書きましたが、目についたものを抜粋しました。公民館の最新情報とか、各種講座の参加者募集とか、講座の報告とか、投稿の欄がありまして、私の散歩道というのとか、心に残った一曲とか、心に残った一冊というようなエッセー的なものを書く場所があります。

公民館に関する解説ということで、「おいでよ、もっと！企画実行委員ってなあに」というのを例で書きました。月刊こうみんかんについては、小金井市のホームでダウンロードできるということをつけ加えました。

それから、同じようにホームページの内容についても書いたらということだったので、次のページ、裏ですね。まず、小金井市のホームページにアクセスして、「学ぶ参加協働する」というところをクリックすると、「講座・講習・講演など」というところに行きます。その中でまた公民館をクリックすると、下のように、公民館の見れる内容が、項目が出てきます。ここに書いたのは、2月7日に見た例です。これは見るときによって違ってくるんですけども、例えば貫井北センターの運営委託評価の結果についてとか、公民館のフロア案内図、そういうものが出てきます。だから、ここの項目をまたクリックすると、その詳細が出てきます。

その詳細の中でダウンロードしたいものが、できるものがあれば、PDFの形式でありますので、ダウンロードできます。地域住民に向けて公民館からの情報発信というところの具体例を書いたらどうかということで記載しています。

あとは、公民館と地域会館で、もうちょっと書いたらどうかという意見が出て、まず簡単なほうからいきますと、最後の4ページに小金井市の例で、集会所とか市民会館とかの例ということで、挙げたらどうかということで、集会施設の例としては、会館として婦人会館、上之原会館、西之台会館、上水会館、友愛会館。集会所は、貫井北町、中之久保、丸山台、三楽、桜並、貫井北五、天神前、東町ということで、これが20

15年2月現在。例えば、東町の集会所というのはちょっとわかりにくいんですけども、公民館の建物の中にあります。ちょっと最初は公民館なのか集会所なのか区別つかないんですけども、よく見ると、その2部屋ぐらいが東町の集会所になります。

元に戻って、2ページです。生涯学習センターとコミュニティセンターの例なんですけども、まず公民館というのは、教育委員会が管理する教育施設で、社会教育法、地方行政の組織及び運営に関する法律などに規定されている「教育機関」である。地域会館とか集会所のコミュニティセンター、生涯学習センターは、「社会教育類似施設」と言われるが、管理は教育委員会がやっているとは限らない。

ちょっと迷ったんですけども、集会所というのが公民館の類似施設かということ、ちょっと違うかもしれないんですけど、よくほかのところを調べてみると、講座とかやっていなくても、そういう公民館類似施設としてしているところもあるので、広く考えれば、そこで自主グループが何か活動できるということで、一応、類似施設として入れたんですけども、そういうことを注釈でいろいろ書いておきます。

生涯学習センターというのは、2ページの下のほうに書いてあるんですけども、歴史的な流れというのでも調べると、そういうふうに書いてあります。1984年臨時教育審議会が発足し、方針を出すと。その中で、生涯学習体系へ移行ということが国の教育政策になるということで、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に法律というのが制定されてから、各地で設置されるようになったというのが歴史的な流れです。いわゆる生涯学習振興法、そういうものができてから。

それから、3ページで、生涯学習センターの例としては、立川市の例として、市民の主体的な生涯学習を推進し、市民の生活文化の振興、健康及び社会福祉の増進並びに豊かな地域社会づくりに寄与するために設置するというふうに目的が書かれています。

それから、某市の例というのは、設置のところを読んでいくと、地方自治法第244条の規定に基づき、生涯学習施設を設置するとなっております。地方自治法の244条は何かというと、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」ということで、目的は従前の福祉を増進するということです。今までの生涯学習センターです。

コミュニティセンターというのは、昭和44年、国民生活審議会調査部会が「コミュニティ生活の場における人間性の回復―」という報告書を発表したということがきっかけになって、コミュニティづくりが大切であるということが言われたことで、自治省（現総務省）が「住民が望ましい近隣生活を営むことができるような基礎的な地域社会をつくるため、新しいコミュニティづくりに資する施策をすすめる」ということを加えまして、全国に設けるコミュニティ地区を設置しました。その中でコミュニティ計画を作成されて、施設の整備が進まれたという形になります。

その例として武蔵野市が出ていまして、武蔵野市の目的がここに書いてあります。市民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりに寄与するということです。武蔵野市の例を見ると、運営しているのは、各センターの協議会というのがあります。例えば私が住んでいる小金井の東町の近くには境南コミュニティセンターというのがあって、境南コミュニティ協議会で運営しています。コミュニティセンターというのはかなり数があるので、それらの協議会、連合会がある。その中に何々活動部というのがあって、例えば成人活動部というのがあって、ですから、ほとんどやっていることは、講習会もありますし、講演会もありますし、公民館とほぼ同じような形です。

さっき言った公民館類似施設でも、主催講座もない、自主講座もないようなところがあるといったのは、ある市なんかはそういうふうなものも、公民館類似施設であります。

文部省の公式なページは、大したことは書いてないんですけども、公民館とは社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館です。公民館類似施設は、社会教育法第42条に規定する公民館に類似する施設ですということで、社会教育法の42条というのは、公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができるということで、どういう施設が類似施設かということは書いてありません。

ということが前回出たあれなんですけども、それから、4ページの9番は公民館基本方針なんですけども、公民館運営審議会で起案し、企画実行委員、職員も検討に参加して、また、その案を審議して決定したというふうな文章にしたいと思います。要するに、企画実行委員も職員も参加していますということです。

それから、最後に表紙の裏面に、表紙に使った版画の説明を書いたんですけども、これも公民館の山崎庶務係長から情報をいただきまして、東小学校5年生の共同製作ということで、昭和40年12月につくられたということで、この版画を採用するのであれば、こういう説明です。

4ページの最後、前に出た意見なんですけども、まだやっていないのが、第3章の公民館の仕組みの図、3本柱があって、屋根があってというような図があったんですけども、それは時代とともに変わっているから、1ページのほうに入れたらどうかという意見がありましたので、これはまだ検討中です。よく考えてみます。

それから、中教審の答申によって今回変わった社会教育法、教育長が変わったんですけども、そこら辺の変更はちょっとまだ明らかになっていないようなところもあって、まだ反映していません。

以上が、前回の意見です。回答というか、案です。

藤井委員長

かなり詳しいところまでなっているんで、今の山田さんの説明で、皆さん方、全部了解できたかというのは難しいかもしれませんが、もう一遍読んでもらって、ご自宅で理解していただきたいと思います。ご質問等があれば、次回の公運審の会議に出してください。宿題としておきます。

山田委員 その前にちょっと補足なんですけども、自治公民館というのが出てきていますけども、これは行政が支援していて、建物を建てる時も補助金というか、そういうものが出ているみたいです。自治体によっても違うと思いますけども、某市の場合は、自治公民館の活動で学びの場、楽しみの場、郷土づくりの場、広報の場というふうになっています。

それから、同じ自治体なんですけども、自治公民館の特徴というところで、施設の利用は、講座とか学級・懇談会、事業内容は学習活動が中心。市との関係は、教育委員会、生涯学習課が中心。市立公民館との関係は、連携職員からの指導、援助等というのが自治公民館活動としてうたっていました。これは例です。

あと、きょうの分なんですけども、第4章と第5章です。

第4章は、公民館運営審議会、公民館企画実行委員ということで、まず1としては、公民館運営審議会設置の背景。これは歴史的なこと。

それから、公民館運営審議会（公運審）の歴史的経緯ということですが、今、公運審というのは、下のほうに書いてありますけども、平成10年の答申に沿って、平成11年に社会教育法が改正されて、公運審は任意設置となって、「置くことができる」、必ず置きなさいということではなくなった。

次のページは、任意化するときの生涯学習審議会の答申の一部が書いてありますけども、これは他市のハンドブックから引用したものです。

3番、公運審の法的側面というところは、さっき言ったように、任意設置となったんですけども、小金井市の公民館条例では、公民館に公民館運営審議会を置くと定められている。

それから、4番の公運審では何をしているかというところなんですけども、定例審議会とか、社会教育三団体との会議をやっている。それから、「青少年のための科学の祭典」へ参加している。それから、館長の諮問に対する答申。研修会その他の参加。東京都公民館研究大会への参加。関東甲信越静公民館研究大会への参加というようなことを公運審でやっています。

それから、公民館運営審議会委員の構成ということで、平成13年に社会教育法が改正されている。小金井市の運営審議会の構成等は、小金井市公民館運営審議会規則に定められている。ですから、今ここで公募の方とか、家庭教育の向上に資する活動をしているものとか、学識経験者、そういうところの代表みたいなことで皆さんで出ていらっしゃる。

それから、公民館企画実行委員は、ここの目的・概要としては、公民館企画実行委員は、公民館で行う各種事業の専門的な事項を調査研究し、企画実施にあたるもので成人教育、文化活動部門を設けている小金井市独自の制度である。任期は2年で、各種団体の推薦、立候補に基づいて教育長が教育委員会の同意を得て委嘱しているということで、活動については、公民館研究大会への参加とか、定例会と随時の打ち合わせで各種講座などの事業について企画・協議する。三者合同研修会への参加。野外講座の踏査・下見。企画実行委員連絡会の開催、これは自主開

催だということなので、括弧して自主開催としています。

委員の構成については、小金井市公民館企画実行委員選出要綱に決められている。本館、各分館それぞれ5名以内と定められています。

藤井委員長

ちょっと時間も押していますので、今、山田さんが説明された14ページまでをきょうの内容とします。もしご質問等あれば次にもらおうか。

山田委員

もし次に進めていただくとすれば、次の説明をします。

藤井委員長

じゃ、そうしましょうか。

山田委員

第5章のほうも、一応ざっと読みますけども、これも他市のものをほぼ参考にして書いてあります。公民館が加盟する組織及び団体とのその活動ということで、全国公民館連合会というのが一番上で、関東甲信越静公民館連絡協議会というのがあって、東京都公民館連絡協議会というのがあって、その下に小金井市公民館、地域住民。

全国公民館連合会（全公連）の組織ということで、そこに書いてあります。

全公連の組織体系として、6ブロックに分かれていて、東北・北海道ブロック、関東・甲信越静ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック。

それから、関東甲信越静公民館連絡協議会（通称関ブロ）の組織は、11都県の公民館連絡協議会で構成された組織である。関ブロが主催する公民館研究会大会は、一般市民の方も参加できるというふうになっております。

それから、東京都公民館連絡協議会（通称都公連）なんですけども、昭和26年に公民館をめぐる職能集団として、「東京都公民館連絡協議会」が設置された。

それから、組織の構成なんですけども、全公連に加盟する12市1町ということで、さっきも都公連の委員会部会の報告にあった出席者が全部そうですけども、ただ、八丈町というのは遠くて、都公連の委員会には参加できないので、文書だけは送っているということでした。都公連の組織は、具体的には、委員部会、館長部会、職員部会、研修担当で構成されています。この研修担当を、長堀さん（元公民館職員、現在再任用職員）が長年にわたり小金井市の職員としてされていました。

各部会の活動内容というのがそこに書いてあるんですけども、ほとんど研修会とか研究大会みたいなようなことをやっている。

東京都公民館研究大会は、1962年（昭和37年）に八王子市公民館によって第1回が行われたということです。そのときは、東京都公民館大会というものだったのが、名前を公民館研究大会に変えて継続されているということです。

それから、近年の都公連大会は、諸般の情勢、前年度の反省点等を勘案し、課題別集会（5テーマ）と書いてありますけども、これは確認してみます、今までのやつを。5テーマなのか4テーマなのか、多分5テーマばかりじゃなかったと思うんですけども、ここは確認します。大体

1 2月中旬頃に開催されます。

それから、6番の公民館連絡協議会委員部会研修というのは、皆さんが直接行かれています研修会です。大体年3回開催をしています。

それが一応、公民館が関連する組織及び団体とその活動です。

ざっと読む形で説明しました。

藤井委員長

ちょっと時間も、きょうは、進行を手間取って申し訳ないんですけども、今読んでいただいた山田さんの文ですけども、もう一遍読んでいただいて、疑問その他あったら、電話連絡でお願いしますか。どうしたらいいかな。

山田委員

電話だと、いたずら電話じゃなくて迷惑電話みたいなものが結構あるもので、できれば公民館のほうでまとめていただいて、時期を見て私が公民館に取りに行きます。いいですか。これについての意見が何かあれば、公民館のほうで聞いてもらって。

藤井委員長

それは山田さんに直接のほうがいいです。山田さんのほうへ。

神島委員

次回でもいいじゃないですか。

佐々木副委員長

これ、そんなに急がないですね。

神島委員

この問題についての審議の時間をもうちょっと次回はとっていただいて、それで訂正があれば言うていただくというのがよろしいのではないのでしょうか。

山田委員

メールがある人は、お願いします。メールだったら、全部迷惑メールと分類できるので。

神島委員

いずれにしても、役所がこういうのをやるというのは、ちょっと私は、違う仕事だから、役所で窓口になってくれというのはどうかと思います。

藤井委員長

山田委員への連絡方法は、メールでよろしいですか。

山田委員

はい。

藤井委員長

メールできない方は、来月の審議会でいいですか。

神島委員

だから一生懸命読んできて、文章の表現云々は次回にしましょう。短時間でできるものではないですよ。手帳としてまとめるのは。

藤井委員長

わかりました。

山田委員

もしどうしてもということがあれば、電話が時々留守電になるので、留守電になったら入れておいていただければ、それでまた折り返し電話します。

藤井委員長

ちょっと進行の時間を間違ったので、今回、最初、省略して申し訳ないんですけども、もう一遍読んでいただいて、メールが可能な方は山田委員に連絡を、できない方は来月の公運審の会議の場でご指摘いただくというパターンにしましょうか。

では、本日の分につきましては、次回までにご意見がある方は、山田委員までご連絡をお願いいたします。

山田委員

来月は6章と7章について行います。7章については、法令等についてです。

藤井委員長

来月の予定はいつですか。



山崎庶務係長 来月は、3月26日(木)午前10時から、本館学習室ABになります。  
よろしく願いいたします。

補足ですが、委員の方への周知を頼まりましたので、お配りした資料  
の中の職員部会主催研修会「教育委員会制度の改正と公民館」が次回審  
議会と同日の3月26日(木)午後2時から西東京市田無公民館でござ  
います。ご興味のお有りの方で参加をご希望の方は、事前申し込みが必  
要ですので、お帰りの際に山崎までお申し出くださいますようお願いい  
たします。

藤井委員長 他に委員の方で連絡事項がないようでしたら、本日は終了いたしま  
す。ありがとうございました。